

6. 重点整備地区における整備計画

歩行点検調査（P.参-11～22 参照）で指摘された課題、現地調査（（平成 13 年度調査（平成 13 年 11 月）及び平成 14 年補足調査（平成 14 年 6 月）等）で把握した課題を踏まえ、ここでは、重点整備地区における整備計画を整理します。

（1）公共交通施設等の整備計画

1) 鉄道駅

①鉄道駅の課題と整備の考え方

実施主体者：鉄道事業者、高知県	
課題	整備の考え方
連続立体交差事業による全面改築	● 移動円滑化基準および移動円滑化ガイドラインに準じた整備を行う ● ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画・設計段階から可能な限り当事者等の意見を取り入れた整備を行う

②鉄道駅の実施すべき事業内容

鉄道駅	整備時期	備考
連続立体交差事業による全面改築		
エレベーター等の垂直移動設備の設置	～2010 (高架事業完了時)	
多機能トイレの設置		
改札、券売機等の使いやすい各種設備の設置		
音声、電光表示を含めたわかりやすい案内誘導施設の整備		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設		
職員のバリアフリーに対する定期的教育訓練の実施	～2010～	

2) 駅前広場

① 駅前広場の課題と整備の考え方

実施主体者：高知市及び公共交通事業者	
課題	整備の考え方
土地区画整理事業による全面改築	● 移動円滑化基準および移動円滑化ガイドラインに準じた整備を行う ● ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画・設計段階から可能な限り当事者等の意見を取り入れた整備を行う

② 駅前広場の実施すべき事業内容

駅前広場	整備時期	備考
土地区画整理事業にあわせた駅前広場の改築		
段差等が解消された単純でわかりやすい歩行者動線の整備	～2010	
主動線上への連続的な上屋の設置		
使いやすい各種乗降場の整備		
わかりやすい案内誘導施設の整備		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設		
駐輪場の整備		等

注) 高知市と JR の共同事業

3) 車両

①車両の課題と整備の考え方

実施主体者：公共交通事業者等	
課題	整備の考え方
● 低床型バス等の導入促進	● 事業者の事業計画等との整合を図りつつ、低床型バス、路面電車等の導入を推進する ● 職員等へのバリアフリーに関する教育を実施する

②車両の実施すべき事業内容

車両等	整備時期	備考
バス車両のバリアフリー化（低床化等）	～2010	
LRV（超低床電車）の導入促進	～2010～	平成13年度1両導入済
福祉タクシーの導入促進	～2010	
職員等へのバリアフリーに関する教育を実施等	～2010～	

4) バス停留所

①バス停留所の課題と整備の考え方

実施主体者：バス事業者、道路管理者	
課題	整備の考え方
● 屋根、ベンチ等の設置が望まれる ● 場所が狭い ● 視覚障害者誘導用ブロックでの誘導が無い、改良が望まれる ● 電柱や植栽等の陰になって、バス停位置がわかりにくい ● 時刻表の文字が小さい ● 路線図の設置が望まれる ● 時刻表等の設置位置の改善が望まれる ● 点字での表示がない ● 低床型バス対応になっていない箇所がある	● 利用客の調査及び道路管理者、警察、市民等との協議の上、屋根、ベンチ等の設置を図る ● 道路整備や地元住民の意見等との調整を図りながら、十分な乗降スペースの確保、視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良、バス停柱の改良と支障物の除去を図る ● 時刻表（設置位置、文字の大きさ等）の改善を図る ● 点字表示の導入等については、研究・検討を進め、将来的な導入を目指す ● 低床型バス対応としてマウントアップ（15cm）のバス停構造とする

②バス停留所の実施すべき事業内容

バス停留所	整備時期	備考
バス停のバリアフリー化 （上屋、ベンチ、時刻表や行き先案内表示等）	～2010	利用者の多い停留所は早期に整備を実施

5) 路面電車停留場

①路面電車停留場の課題と整備の考え方

実施主体者：電鉄事業者、道路管理者等	
課題	整備の考え方
● スロープがない、勾配が厳しい ● 電停の幅が狭い ● 屋根、ベンチ等が欲しい ● 視覚障害者誘導用ブロックでの誘導が無い ● レールとの路面の空間（横断歩道部）が大きく通りにくい	● 改良済みの電停（県庁前、升形、グランド通等）については、概ねバリアフリー対策が実施されていることから、今後は必要性に応じた部分的改良を実施する ● 未改良の電停（大橋通、高知城前、堀詰等）については、周囲の状況及び現状の道路構造等を踏まえ、可能な限り移動円滑化を実施する ● 視覚障害者誘導用ブロック、軌道横断部上の段差については、今後の全国事例やガイドラインなどを参考に対応する

②路面電車停留場の実施すべき事業内容

路面電車停留場		整備時期	備考
改良済の路面電車停留場	部分的改良	～2010	
未改良の路面電車停留場	移動円滑化基準に準じた整備	～2010	道路整備等により電停が設置できる道路スペース確保が必要
軌道横断部上の段差の改善		～2010	

(2) 道路施設の整備計画

1) 道路施設の課題と整備の考え方

実施主体者：道路管理者等	
課題	整備の考え方
● 交差点部のすり付け勾配がきつい ● 交差点部勾配が厳しい箇所において、水平区間が無い、不足している	● 交差点部においては、すり付け勾配 5% 未満 ● 1.5m 以上の水平な区間を確保する
● 車乗り入れ部における横断勾配がきつく、水平な幅が不足している	● 車乗り入れ部など急な横断勾配が生じる場合は 2 m 以上の水平部の確保
● 横断歩道部での段差が大きい	● 横断歩道部での歩車道の段差は 2cm 以下とする
● 橋梁部分などで縦断勾配がきつい	● 移動円滑化基準に基づき、原則として縦断勾配は 5% 以下、横断勾配は 1% 以下に改良 ● 橋梁部等、早期改良が難しい部分は長期的なスパンで改良を検討
● 歩道の波うちがあり、通りにくい	● 交差点部や車乗り入れ部において、高低差（波うち）のできにくい歩道形式（セミフラット型）を導入
● 電柱、標識等が歩道を阻害 ● 植栽（並木）が歩道を阻害	● 移動円滑化基準に基づいた歩道有効幅員 2 m 以上を確保（電柱、標識などの移設・集約、断面改良等）
● グレーチングの幅が広く、白杖、車いすの車輪等がはまってしまう ● 側溝等に蓋が無い箇所があり危険 ● 路面に凹凸や損傷があり危険	● 側溝蓋等（開渠、コンクリート蓋の穴、目の粗いグレーチング等）、路面の凹凸（舗装材のはがれ、側溝、マンホール）の改良 ● 平坦で滑りにくく、水はけの良い舗装材の導入
● 視覚障害者誘導用ブロックが無い、連続していない ● レイアウト、色調等に問題がある	● 特定経路上への連続的な敷設 ● 視覚障害者誘導用ブロックの形状や色の統一
● 歩道を設置して欲しい ● 歩道の幅員が狭い	● 新設歩道については、移動円滑化基準に準じた整備（歩道有効幅員 2 m 以上等）

2) 道路の実施すべき事業内容

整備内容の区分

「歩道新設」：歩道の無い道路に移動円滑化基準に沿った歩道を新設すること
⇒区画整理内歩道、新設計画道路における歩道

「歩道改良」：マウントアップ型歩道など課題が多い歩道を、車道の縦断をあげる等によって既存の歩道を移動円滑化基準に沿ってセミフラット型歩道に全面改良すること

「部分改良」：横断歩道部のすり付け勾配の緩和や水平区間の確保、車乗り入れ部の横断勾配の緩和、視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良、側溝蓋の設置・改良等によって、既存の歩道を部分的に改良すること

道路の実施すべき事業内容

区間	路線名	事業内容	整備時期	備考
国-1	国道 32 号線	・整備済	—	橋梁付近の縦断勾配の改良は長期的なスパンで改良を検討
国-2	国道 33 号線	・整備済	—	
国-3	国道 32 号線 国道 55 号線	・整備済	—	
国-4	国道 32 号線 国道 55 号線	・整備済	—	橋梁付近の縦断勾配の改良は長期的なスパンで改良を検討
県-1	高知本山線	・部分改良（視覚障害者誘導用ブロックの改良 等）	～2010	東側歩道
県-2	高知本山線	・整備済	—	
県-3	高知本山線	・部分改良（視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良）	～2010	
県-4	はりまや 一宮線	・歩道新設 新規整備路線のため、移動円滑化基準に準じた整備	～2010	
市-1	江ノ口 1 号線	・部分改良（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）	～2010	南側歩道
市-2	江ノ口 2 号線	・部分改良（視覚障害者誘導用ブロックの改良 等）	～2010	
市-3	江ノ口 2 号線	・部分改良（側溝蓋掛け、視覚障害者誘導用ブロックの改良 等）	～2010	
市-4	小高坂 1 号線	・部分改良（視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良等）	～2010	
市-5	小高坂 1 号線	・部分改良（視覚障害者誘導用ブロックの改良等）	～2010	橋梁付近の縦断勾配の改良は長期的なスパンで改良を検討
市-6	江ノ口 235 号線	・歩道改良（既設道路幅員内での歩道幅員確保、セミフラット化） ・部分改良（交差点すり付け部の改良 等）	～2010	
市-7	江ノ口 1 号線	・部分改良（視覚障害者誘導用ブロックの改良（特に色調明度） 歩車道縁石の改良 等）	～2010	
市-8	高知街 26 号線	・部分改良（視覚障害者誘導用ブロックの改良（特に色調明度）等）	～2010	
市-9	高知街 21 号線 高知街 1 号線	・部分改良（交差点すり付け部の改良、車乗り入れ部の改良 視覚障害者誘導用ブロックの改良 等） ◆西側歩道整備途中の横断歩道で渡り、主要施設まで視覚障害者誘導用ブロック敷設	～2010	橋梁付近の縦断勾配の改良は長期的なスパンで改良を検討
市-10	高知街 1 号線	・部分改良（交差点すり付け部の改良、車乗り入れ部の改良 等）	～2010	西側歩道
市-11	高知街 2 号線	・部分改良（交差点すり付け部の改良、車乗り入れ部の改良 等）	～2010	
市-12	高知街 12 号線	・歩道改良（既設道路幅員内での歩道幅員確保、セミフラット化）	～2010	
市-13	高知街 5 号線	・部分改良（視覚障害者誘導用ブロックの改良 等）	～2010	
市-14	高知街 5 号線	・部分改良（視覚障害者誘導用ブロックの改良 等）	～2010	

注）土地区画整理事業区域内の道路については、新設歩道であるため、移動円滑化基準に準じた整備を行うものとする

〈ネットワーク経路について〉

ネットワーク経路については、個別に整備内容を明記しませんが、整備の考え方は、可能な限り移動円滑化基準に基づいた事業の実施を推進します。

なお、下記に示す路線については、歩行点検調査等において特に多くの要望があげられていることから、特に配慮すべき考え方をここで整理します。

市道高知街 10 号線	(イチョウ並木道)
○車道縦断嵩上げによるセミフラット化を基本とするが、歩道幅員の確保に当っては、今後整備のあり方を市民および沿道住民とともに協議しながら改良することが望まれる	
○現在、イチョウ並木は、市民に認知された景観のよい場所であるので撤去しづらく、また、歩道幅員を単に拡幅するには、道路全幅員が不足するため、交通規制による一方通行化等の施策が求められる。	
市道高知街 2 号線	(商店街アーケード)
○車道横断部への視覚障害者誘導用ブロックの敷設	
○アーケード内の視覚障害者の誘導が課題であることを見据え、ユニバーサルデザインとして動線の誘導手法の検討を進める	
検討例：・視覚障害者誘導用ブロックの代替として、主動線部分をスリットのある舗装材に変更することで、全盲者は舗装表面テクスチャの違いで動線を確認できる	
・晴眼者には物を置いてはならない場所であることを認識させる	
○主動線やベンチ等の障害物がわかる触知マップ作成等ソフト面での誘導方策が望まれる	
○はみ出し商品や看板の整頓（移設・撤去）が望まれる	

(3) 交通安全施設の整備計画

1) 交通安全施設の課題と整備の考え方

実施主体者：公安委員会、道路管理者

課題	整備の考え方
● 音響信号を設置して欲しい ● 信号青時間が短い ● 音響信号の音が聞こえにくい ● 放置自転車（原動機付自転車及び自動二輪を含む）が歩道を阻害 ● 違法駐車が歩道を阻害	● 新たな音響信号については、市民との調整、事業化への検討を踏まえ、優先順位の高いものから、可能な限り導入を図る。また、既に設置されているものについては、交差点ごとに検討し、可能な限り改善を図る ● 信号青時間の対応については、（円滑な交通処理を確保した上で）実態調査を実施し、信号調整による対応を基本とし、信号調整で対応できない場合は延長ボタンの設置を優先順位の高いものから可能な限り実施する ● 歩行者支援システム(PICS※)を導入 ● 放置自転車（原動機付自転車及び自動二輪を含む）については、放置自転車等規制区域内での放置自転車等の撤去に加え、駐輪整理を強化する ● さらに、放置自転車等規制区域の拡大を検討する ● 違法駐車に対しては、規制の徹底を図る

※：視覚障害者が使用する白杖に取り付けた特殊反射テープを赤外線センサーで感知し、信号の状態を音声で案内するシステム

2) 交通安全施設の実施すべき事業内容

交通安全施設	整備時期	備考
音響信号の設置・改善	～2010	周辺住民の理解 道路整備との整合が必要
十分な歩行者横断時間の確保 （信号時間調整、時間延長押しボタンの設置等）	～2010	
歩行者支援システム（PICS）の導入	～2010	
違法駐車、放置自転車（原動機付自転車及び自動二輪を含む）の撤去、規制	～2010～	

(4) その他の事業の整備計画

1) その他の事業の課題と整備の考え方

実施主体者：公安委員会、道路管理者、市民 等	
課題	整備の考え方
● 商品、看板、自転車等が歩道を阻害 ● 自転車が高速で歩道を通行して危ない 等	● 商品、看板、自転車等の路上へのはみ出しについては、指導・規制の強化を進める ● 市民等にあっても、バリアフリー化に対する積極的取り組みを推進する (市民への教育、啓発活動によるこころのバリアフリーの推進、バリアフリーに関する分かりやすい情報提供、アドプトプログラム(市民による道路等の管理)の導入等)

2) その他の事業の実施すべき事業内容

その他の事業	整備時期	備考
商品、看板、自転車等の路上はみ出しへの指導・規制の強化 等	～2010	
市民へのバリアフリー啓発活動	～2010	

7. 高知市における交通バリアフリー基本構想の推進に向けて

基本構想で位置付けられた各事業を実施し、交通バリアフリー化の基本方針である「誰もが安全かつ快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり」を実現していくには、基本構想策定後においても高齢者・障害者等、すべての市民や事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

したがって、今後以下のような取り組みを継続的に実施していくものとします。

(1) 市民・事業者・行政の役割

基本構想の推進において、移動の連続性や整合性を確保する上では、市民・事業者・行政が連携して、以下のような役割を果たしていくものとします。

市民の役割

まちのバリアフリー化はハード整備だけでは不十分であり、市民の協力が交通バリアフリー法でうたわれています。また、今回の歩行点検調査でも自転車の走行や、はみ出し陳列等に関する“市民のマナー”への意見があげられたことから、市民による自転車・自動車の適正な利用、看板等の道路の適正な利用、高齢者・障害者等への理解を深める等、また、高齢者・障害者の介助など市民一人ひとりができる“こころのバリアフリー”に取り組めます。

事業者の役割

基本構想をもとに、バリアフリー化に取り組めます。さらに基本構想策定後も利用者の意見を反映させた必要な改善を行うものとします。

行政の役割

市民や事業者の自主的な取り組みを推進するために、市民や事業者への学習等の機会や、バリアフリーに関する情報を提供する等の各種支援をしていきます。

(2) 推進に向けた協議組織の検討

基本構想で位置付けられた各事業等を推進し、さらにより一層のバリアフリー化を図るために、以下のような協議組織を検討します。

〈協議体制〉

市民・事業者・行政が参画した協議組織

〈役割〉

- ・ 各事業計画の確認
- ・ 事業計画の進捗状況の定期的な確認
- ・ 事業者間および市民との意見交換・協議
- ・ 各事業の事後評価の実施

等